

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項			輸出令別表第二			EAR		
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
ピラニ真空計	GP-1G GP-1GRY GP-1000G GP-2001G GP-2002G GP-H SP1 SW1-1 SW1-2 SPU BPR2 GP-1S GP-1SRV GP-1SSW GP-1000 GP-1020 GP-1DA GP-2DA GP-2A GP-2ARY GP-2G GP-2GRY SWU10-U SWU10-R SW100-A SW100-R	非該当	2項(33)	1条三十八号	・規制される材料で保護された材料で保護されたセンサを用いていないため。 ・規制される材料で保護されたシールを用いていないため。 ・フルスケールにおいて、精度が規制値を満たさないため。 ・ペロローズ弁でないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
電離真空計	GI-M2 GI-D7 SH2-1 SH2-2 ST2-1 ST2-2 SC1 BMR2 GI-TL3 GI-TL3RY GI-D6 GI-1000 GI-PA GI-PARY SH200-A SH200-R SH200-E ST200-A ST200-R ST200-E	非該当	2項(33)	1条三十八号	・規制される材料で保護されたセンサを用いていないため。 ・規制される材料で保護されたシールを用いていないため。 ・フルスケールにおいて、精度が規制値を満たさないため。 ・ペロローズ弁でないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ピラニ真空計測定子	WP-01 WP-02 WP-03 WP-04 WP-16 WPB-10 WPB-10-034 WPB-10-070 SWP-16 SWP-R1/8 SWP-P18 SWP-P15 SWP-25 SWP-CF16	非該当	2項(33)	1条三十八号	・規制される材料で保護されたセンサを用いていないため。 ・規制される材料で保護されたシールを用いていないため。 ・フルスケールにおいて、精度が規制値を満たさないため。 ・ペロローズ弁でないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のととき「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
電離真空計測定子	WIT-G1 WIT-G2 WIT-G3 WIT-G8 WIB-G5 WIB-G6 WIB-G7 WIB-N3 M-11/M-11G M-12/M-12G M-13/M-13G M-14/M-14G M-15/M-15G M-34 M-35 M-36 M-44 M-45 M-46 SWT-16 SWT-25 WIN-N1 WIN-N2 WIN-N3 C-21 C-23 C-24 C-25 WI-PA	非該当	2項(33)	1条三十八号	・規制される材料で保護されたセンサを用いていないため。 ・規制される材料で保護されたシールを用いていないため。 ・フルスケールにおいて、精度が規制値を満たさないため。 ・ペローズ弁でないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
大気圧センサユニット	SAU	非該当	2項(33)	1条三十八号	・規制される材料で保護されたセンサを用いていないため。 ・規制される材料で保護されたシールを用いていないため。 ・フルスケールにおいて、精度が規制値を満たさないため。 ・ペローズ弁でないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ディスプレイ	ISG1 IM1R1 IM2R1	非該当	2項(33)	1条三十八号	・規制される材料で保護されたセンサを用いていないため。 ・規制される材料で保護されたシールを用いていないため。 ・フルスケールにおいて、精度が規制値を満たさないため。 ・ペローズ弁でないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ACアダプタ	SPU61A-108	非該当	2項(36)	1条四十一号	・出力電流、電圧が規制値以下のため。 ・出力電流、電圧の変動率が規制値範囲外のため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ユニットケーブル	GUC-A□□□ GUC-P□□□ GUC-200P□□□ GUC-200A□□□ ※長さを表す数字3桁	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ディスプレイケーブル	GDC-□□□ ※長さを表す数字3桁	対象外	—	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

- 本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。
- 本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- 本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- 本該非判定結果の見方
 - 輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
 - 米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
測定子ケーブル	GP-1G用 GP-1GRY用 GP-1000G用 GP-2001G用 GP-2002G用 BMR/GI-M/GI-M2用 WIT用 WIB用	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。